

○田川地区清掃施設組合行政財産使用料条例

昭和 61 年 11 月 26 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、田川地区清掃施設組合(以下「組合」という。)の行政財産の使用料等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 組合の行政財産使用料等に関しては、この条例に定めるものを除くほか、田川市行政財産使用料条例(昭和 39 年田川市条例第 26 号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 8 日条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる第 238 条の 4 の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。